

盛岡広域振興局長告示第23号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成30年4月6日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372100594	雫石町	雫石町指定通所介護事業所	岩手郡雫石町南畑第32地割263番地	平成30年4月1日